主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意は末尾添附別紙記載のとおりである。

論旨は、量刑不当の主張であつて刑訴応急措置法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて刑訴施行法二条旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

検察官 長部謹吾関与

昭和二六年二月一三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長名	计川	太 -	- 郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介